

野田市木造住宅耐震診断費及び耐震
改修工事費補助金交付規則の一部を改
正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第19号

野田市木造住宅耐震診断費及び耐震改修工事費補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市木造住宅耐震診断費及び耐震改修工事費補助金交付規則（平成20年野田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市木造住宅耐震診断費等補助金交付規則

第1条中「及び耐震改修工事」を「、耐震改修工事及び除却工事」に改める。

第2条第1号中「（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるものを除く。）で階数が2以下のもの」を「であって、階数が2以下のもの（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であって、昭和56年6月1日以降に増築したもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反しているものを除く。）」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 除却工事 耐震診断又は容易な耐震診断調査票により倒壊の危険があると判断した木造住宅を全て解体して、取り除く工事をいう。

第3条各号列記以外の部分中「補助金」を「耐震診断又は耐震改修工事に係る補助金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 除却工事に係る補助金の交付の対象となる者は、除却工事を実施する木造住宅の所有者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 過去にこの規則による除却工事に係る補助金を受けていない者

第5条各号列記以外の部分中「又は耐震改修工事」を「、耐震改修工事又は除却工事」に、「又は野田市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書」を「、野田市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書又は野田市木造住宅除却工事費補助金交付申請書」に、「及び第7号」を「及び第8号」に、「から第7号まで」を「から第6号まで及び第8号、除却工事に係る申請にあつては第1号、第2号、第4号又は第7号及び第8号」に改め、同条第2号中「又は耐震改修

工事監理」を「、耐震改修工事監理又は除却工事」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」（令和6年1月30日付け国住市第40号）の別添の旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

第6条中「又は」を「、」に改め、「野田市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定（却下）通知書」の次に「又は野田市木造住宅除却工事費補助金交付決定（却下）通知書」を加える。

第8条中「又は」を「、」に改め、「野田市木造住宅耐震改修工事費補助金変更交付申請書」の次に「又は野田市木造住宅除却工事費補助金変更交付申請書」を加え、同条第2項中「又は」を「、」に改め、「野田市木造住宅耐震改修工事費補助金変更承認（不承認）通知書」の次に「又は野田市木造住宅除却工事費補助金変更承認（不承認）通知書」を加える。

第9条第1項中「又は耐震改修工事」を「、耐震改修工事又は除却工事」に、「又は野田市木造住宅耐震改修工事中止届出書」を「、野田市木造住宅耐震改修工事中止届出書又は野田市木造住宅除却工事中止届出書」に改め、同条第2項中「又は」を「、」に改め、「野田市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定取消通知書」の次に「又は野田市木造住宅除却工事費補助金交付決定取消通知書」を加える。

第10条第1項中「又は耐震改修工事」を「、耐震改修工事又は除却工事」に、「又は野田市木造住宅耐震改修工事費補助金に関する委任状」を「、野田市木造住宅耐震改修工事費補助金に関する委任状又は野田市木造住宅除却工事費補助金に関する委任状」に改め、同条第2項中「若しくは耐震改修工事を」を「、耐震改修工事又は除却工事を」に、「若しくは耐震改修工事の報告」を「、耐震改修工事若しくは除却工事の報告」に改め、同条第3項中「又は」を「、」に改め、「野田市木造住宅耐震改修工事費補助金交付額確定通知書」の次に「又は野田市木造住宅除却工事費補助金交付額確定通知書」を加える。

別表に次のように加える。

3 木造住宅の除却工事に要する費用	補助対象経費に100分の23を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、200,000円を限度とする。
-------------------	------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の野田市木造住宅耐震診断費等補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請される木造住宅の除却工事について適用し、同日前に申請された除却工事については、なお従前の例による。